

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成23年11月24日(2011.11.24)

【公表番号】特表2009-532206(P2009-532206A)

【公表日】平成21年9月10日(2009.9.10)

【年通号数】公開・登録公報2009-036

【出願番号】特願2009-504213(P2009-504213)

【国際特許分類】

B 0 5 D 7/14 (2006.01)

C 0 9 D 133/00 (2006.01)

C 0 9 D 133/14 (2006.01)

C 0 9 D 133/02 (2006.01)

B 6 5 D 25/14 (2006.01)

B 6 5 D 8/16 (2006.01)

B 0 5 D 7/24 (2006.01)

【F I】

B 0 5 D 7/14 F

C 0 9 D 133/00

C 0 9 D 133/14

C 0 9 D 133/02

B 6 5 D 25/14 A

B 6 5 D 8/16

B 0 5 D 7/24 3 0 2 P

【誤訳訂正書】

【提出日】平成23年10月3日(2011.10.3)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

a) 全固形分の重量を基準として7重量%を超える、重量平均分子量が41,000以上であり、酸価が30mg KOH/g未満のアクリルポリマーと、

b) 架橋剤と

を含む組成物で内面の少なくとも一部がコーティングされる食品缶であって、該組成物が、10重量%以下のビスフェノールA、ビスフェノールAグリシジルエーテル(BADGE)、またはBADGEの付加物、および10重量%以下のポリエステルを含む、食品缶

【請求項2】

前記アクリルポリマーの前記重量平均分子量が60,000以上である、請求項1に記載の食品缶。

【請求項3】

前記組成物中におけるアクリルポリマーの重量%が、全固形分重量を基準として80~99重量%である、請求項1に記載の食品缶。

【請求項4】

前記架橋剤がメラミンである、請求項1に記載の食品缶。

【請求項5】

前記架橋剤がフェノール系である、請求項 1 に記載の食品缶。

【請求項 6】

前記組成物中における架橋剤の重量%が、全固形分重量を基準として 10 重量%未満である、請求項 5 に記載の食品缶。

【請求項 7】

前記組成物が、硬化させた時に、前記缶に最後に塗布されるコーティング剤である、請求項 1 に記載の食品缶。

【請求項 8】

前記アクリルポリマーが、ブチルアクリレート、メチルメタクリレート、2-ヒドロキシプロピルメタクリレート、2-エチルヘキシルアクリレート、メタクリル酸、および/またはリン酸官能性(メタ)アクリレートを含む、請求項 1 に記載の食品缶。

【請求項 9】

Instron 装置で測定した場合の引張強度が 11 MPa を超える組成物で内面の少なくとも一部がコーティングされる食品缶であって、該組成物が、

a) 全固形分の重量を基準として 7 重量%を超える、重量平均分子量が 41,000 以上であり、酸価が 30 mg KOH / g 未満のアクリルポリマーと、

b) 架橋剤と

を含み、該組成物が、エポキシを含有せず、ポリエステルを含有しない、食品缶。

【請求項 10】

前記アクリルポリマーがリン酸官能性を有する、請求項 1 に記載の食品缶。

【請求項 11】

前記アクリルポリマーの形成に使用されるモノマーがリン酸官能性(メタ)アクリレートを含む、請求項 10 に記載の食品缶。

【請求項 12】

前記アクリルポリマーがアクリル官能性モノマーのみで形成されている、請求項 1 に記載の食品缶。

【請求項 13】

前記組成物がさらに溶媒も含む、請求項 1 に記載の食品缶。

【請求項 14】

前記アクリルポリマーがエチレンおよびエチレンを含む成分を特に除外する、請求項 1 に記載の食品缶。

【請求項 15】

前記組成物が、防食に影響を及ぼすと考えられる量の遷移金属を特に除外する、請求項 1 に記載の食品缶。

【請求項 16】

a) 重量平均分子量が 41,000 以上であり、酸価が 30 mg KOH / g 未満のアクリルポリマーと、

b) 架橋剤と

から構成される組成物で内面の少なくとも一部がコーティングされる食品缶であって、該アクリルポリマーが場合によりリン酸官能性を備える、食品缶。

【請求項 17】

前記食品缶のコーティングされた一部が缶蓋を含む、請求項 1 に記載の食品缶。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0021

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0021】

塗布後、コーティング剤は硬化される。硬化は、当該技術分野で標準的な方法によって行われる。コイルコーティングの場合、硬化は、通常、高温(すなわち、485 °F の最

高金属温度)で短い滞留時間(すなわち、9秒~2分)にて行われるが、コーティングした金属シートの場合は、通常、滞留時間は長い(すなわち、10分)ものの、より低い温度(すなわち、400°Fの最高金属温度)にて行われる。そのため、食品缶に塗布される組成物は、アクリルポリマーと架橋剤との反応により硬化したコーティング剤を生じることが理解されるであろう。硬化したコーティング剤は実質的に缶に残り、保護機能を発揮するため、本組成物は、塗布後に洗浄除去されたり、その他の方法でコーティング手順時に実質的に除去されるような前処理剤や潤滑剤ではないことが意図される。特定の実施形態においては、防食に影響を及ぼすと考えられる量の遷移金属が、本発明で使用される組成物から特に除外される。